

受付番号	3	受付月日	2月 12日
		午前・午後	11時 35分

東郷町議会議長 水川 淳 殿

東郷町議会議員 会派名 無 会 派

議席番号 3 番 氏 名 中野まさひろ (印)

一 般 質 問 通 告 書

東郷町議会会議規則第59条第2項の規定により、次の事項について質問（一問一答方式・一括質問方式）したいので通告します。

記

No. 2 - 1

質問事項	質問要旨	答弁者
1 「子ども議会」の評価及び今後の課題について	<p>(1) 「子ども議会」の開催状況及び参加者の声について伺います。</p> <p>(2) 「子ども議会」について町としてはどう評価していますか。</p> <p>(3) 「子ども議員」からの提案に対し、非常に丁寧で前向きな答弁をしていただきました。その積極的な提案に対するその後の検討状況を伺います。</p> <p>(4) 「子ども議員」からの提案のその後の検討状況・検討結果と実現状況・実現の可能性等を丁寧に公表する必要があると考えるがどうか。</p> <p>(5) 今後も継続して開催する必要があると考えるがどうか。</p>	町長 担当部長
2 「気象非常事態宣言」及び「東郷町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」の策定について	<p>(1) 本町における地球温暖化防止対策の取り組み状況について伺います。</p> <p>(2) 国内外において、記録的な高温・台風の強大化・豪雨・洪水・山火事・干ばつなど気候変動の影響が顕在化し、多くの被害をもたらしています。そんな中、「気象非常事態宣言」をする自治体が、世界では1,000を超え、国内でも続々と増えています。 本町においても「気象非常事態宣言」をすることにより、地球温暖化対策に積極的に取り組む姿勢を町内外に表明し、施策を強化する必要があると考えるがどうか。</p>	町長 担当部長

(注) 要旨は、具体的に記載すること。

質問事項	質問要旨	答弁者
<p>3 町職員及び小中学校教職員の時間外労働の実態及びその改善について</p>	<p>(3) 本町においては「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき策定する地方公共団体実行計画のうち「事務事業編」は策定済みですが「区域施策編」は未策定です。 町としての「区域施策編」の策定方針について伺います。</p> <p>(1) 職員の時間外労働の実態について伺います。</p> <p>(2) 時間外労働の多い職員の健康管理について伺います。</p> <p>(3) 職員の時間外労働の削減のための取り組み（正規職員の雇用及び適正配置・会計年度任用職員の活用・RPAの導入等）を強める必要があると考えるがどうか。</p> <p>(4) 小中学校の教職員の時間外労働の実態について伺います。</p> <p>(5) 時間外労働の多い小中学校の教職員の健康管理について伺います。</p> <p>(6) 小中学校の教職員の時間外労働の削減の必要性及び削減方策について伺います。</p> <p>(7) 「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」の一部改正により、一年単位の変形労働時間制の適用（休日のまとも取り等）が令和3年4月1日から可能になります。 これは、繁忙期の勤務時間を延長する代わりに夏休み期間の休日を増やす運用が自治体の判断で可能となるものですが、繁忙期の長時間勤務を助長することになりかねません。 町として導入する予定はないと考えてよいか。</p>	<p>町長 教育長 担当部長</p>

(注) 要旨は、具体的に記載すること。